

事務・事業の見直し検討状況について
(中間報告)
【消防上下水道関係】

平成 2 4 年 1 1 月
〔 下 水 道 局
消 防 局
水 道 局 〕

事務・事業の見直し検討状況について（中間報告）【消防上下水道関係】

1 見直しの方向性が得られた事務・事業の件数 4件

<内訳>

局名	件数
下水道局	1件
消防局	1件
水道局	2件
合計	4件

1 下水道局

項 目	内 容																				
1 水洗便所設備資金貸付制度 【管理課】	<p>1 見直しの方向 当該貸付制度は存続し、平成25年度から貸付対象工事の申請の受付期間を処理開始の日から3年以内に限定するよう見直してはどうか。</p> <p>2 事務・事業の概要 下水道処理区域内において、水洗便所の普及促進を図るため、既設のくみ取便所を水洗便所に改造等を行う者に対して工事資金を無利子で貸し付け、水洗便所の早期普及を促進し、環境衛生の向上に資する。</p> <p>【貸付区分】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">くみ取便所改造</th> <th style="text-align: center;">し尿浄化槽廃止</th> <th style="text-align: center;">大型浄化槽廃止</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">貸付金額</td> <td style="text-align: center;">1戸につき52万円以内</td> <td style="text-align: center;">1基につき50万円以内</td> <td style="text-align: center;">1基につき250万円（工事費の8割）以内</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">貸付利子</td> <td colspan="3" style="text-align: center;">無利子</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">償還期間</td> <td style="text-align: center;">52か月以内</td> <td style="text-align: center;">50か月以内</td> <td style="text-align: center;">40か月以内</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">償還金額（月額）</td> <td style="text-align: center;">1万円</td> <td style="text-align: center;">1万円</td> <td style="text-align: center;">貸付金額を40で除した額</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 見直しの理由 当該貸付制度に関する利用者アンケート調査結果によると、高齢者層や低所得者層への資金融通の支援策として効果が認められること、また、今後整備を進めていく市街化区域外での水洗便所の普及促進を図るためにも必要であると考えられることから、当該貸付制度を存続することにしたい。</p> <p>ただし、申請の受付期間については、より早期の水洗化を促すため、下水道法における水洗便所への改造義務期間に準じて、処理開始の日から3年以内とするよう見直しを検討する必要がある。</p> <p>4 平成24年度当初予算額 1億2,637万1千円</p>	区 分	くみ取便所改造	し尿浄化槽廃止	大型浄化槽廃止	貸付金額	1戸につき52万円以内	1基につき50万円以内	1基につき250万円（工事費の8割）以内	貸付利子	無利子			償還期間	52か月以内	50か月以内	40か月以内	償還金額（月額）	1万円	1万円	貸付金額を40で除した額
区 分	くみ取便所改造	し尿浄化槽廃止	大型浄化槽廃止																		
貸付金額	1戸につき52万円以内	1基につき50万円以内	1基につき250万円（工事費の8割）以内																		
貸付利子	無利子																				
償還期間	52か月以内	50か月以内	40か月以内																		
償還金額（月額）	1万円	1万円	貸付金額を40で除した額																		

2 消防局

項 目	内 容
<p>1 広報紙「自主防災ひろしま」の作成・配布 【予防課】</p>	<p>1 見直しの方向 平成25年度から広報紙のあり方を見直してはどうか。</p> <p>2 事務・事業の概要 防災に関する広報用印刷物としては、研修会や講習会などで活用する「自主防災活動のすすめ」等の各種パンフレットと、広く市民向けに定期的に発行する広報紙「自主防災ひろしま」がある。 「自主防災ひろしま」については、平成元年から各種行事の開催案内、防災情報（梅雨前の事前準備や火災予防等）や自主防災組織の活動事例を提供し、自主防災組織の活性化を図ることを目的として作成しており、平成23年度は年7回、28万8,330部を自主防災組織（1,940組織）に配布している。</p> <p>3 見直しの理由 (1) 各種パンフレットについては、現状のとおり研修会等の教材として活用する必要がある。 (2) 広報紙「自主防災ひろしま」については、掲載内容の一部に市民のニーズに即していない点や、タイムリーに市民に届けることができない点などの問題が見受けられる。このため、 ① 発行回数については、梅雨や台風などその季節に見合う内容に集約することにより、市民の関心を引き防災意識をより一層高めるために効果的であることから、年4回とする必要がある。 ② 掲載内容については、市民が災害に備える上で必要な基礎的知識や発行する季節にふさわしい防災情報に重点を置いて整理し充実を図る必要がある。 (3) なお、各種行事の開催案内、自主防災組織の活動事例の情報については、他の広報媒体である「ひろしま市民と市政」や市ホームページ、デジタルサイネージ等を活用して市民にタイムリーに発信することが効果的である。</p> <p>こうしたことを踏まえ、広報紙のあり方について見直しを検討する必要がある。</p> <p>4 平成24年度当初予算額 92万3千円</p> <p>5 見直し効果額 平成25年度 △30万2千円（発行回数を年7回から4回にした場合）</p>

3 水道局

項 目	内 容																			
<p>1 水道管布設工事における標準掘削断面の見直し 【計画課】 【配水課】</p>	<p>1 見直しの方向 口径300mm以下の水道管布設工事のうち、開削工事で設定している標準掘削断面を縮小するよう見直し、コスト縮減を図ってはどうか。</p> <p>2 事務・事業の概要 水道局では、老朽管の更新や管網整備を計画的に実施し、安定給水の確保に努めている。そのなかで、水道管布設工事の設計・施工にあたっては、口径ごとに標準掘削断面を設定している。</p> <p>3 見直しの理由 広島市道路占用規則の一部改正(平成24年4月1日施行)に伴い、掘削幅の縮小が可能となることから、下表のとおり、これを見直すとともに、併せて消火栓等弁栓類の設置寸法を再検討し、土被りについても見直すことにより、掘削土量等が削減でき、工事コストの縮減が図られる。</p> <table border="1" data-bbox="496 954 1394 1205"> <thead> <tr> <th rowspan="2">口 径</th> <th colspan="2">【現 行】</th> <th colspan="2">【見直し】</th> </tr> <tr> <th>掘削幅 (A)</th> <th>土被り (B)</th> <th>掘削幅 (A)</th> <th>土被り (B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50～200 mm</td> <td>60 cm</td> <td>80 cm</td> <td>50 cm</td> <td>70 cm</td> </tr> <tr> <td>300 mm</td> <td>100 cm</td> <td>120 cm</td> <td>90 cm</td> <td>110 cm</td> </tr> </tbody> </table> <div data-bbox="762 1301 1166 1749" data-label="Diagram"> </div> <p>4 見直し効果額 平成24年度での試算 △4,900万円</p>	口 径	【現 行】		【見直し】		掘削幅 (A)	土被り (B)	掘削幅 (A)	土被り (B)	50～200 mm	60 cm	80 cm	50 cm	70 cm	300 mm	100 cm	120 cm	90 cm	110 cm
口 径	【現 行】		【見直し】																	
	掘削幅 (A)	土被り (B)	掘削幅 (A)	土被り (B)																
50～200 mm	60 cm	80 cm	50 cm	70 cm																
300 mm	100 cm	120 cm	90 cm	110 cm																

項 目	内 容
<p>2 督促徴収業務 【営業課】</p>	<p>1 見直しの方向 督促訪問集金の業務委託については、事務の効率化の観点から廃止し、コンビニ専用の納入催告書を送付する方法に変更してはどうか。</p> <p>2 事務・事業の概要 水道料金等の徴収については、口座振替のお客さまには口座請求し、振替ができない場合は「再振替のお知らせ」を、また、現金支払いのお客さまには納入通知書を送付し、納入期限までに納入されない場合には「督促状」をそれぞれ送付し、なおも徴収できない場合は、業務委託により訪問集金を実施している。</p> <p>3 見直しの理由 近年、単身世帯や共働き世帯の増加により、訪問集金では面会が難しくなる一方で、コンビニの普及により、お客さまが最寄りの店舗で、24時間支払いが可能な状況にある。 こうしたことから、徴収方法を現行の業務委託による訪問集金から、コンビニ専用の納入催告書の送付に変更することにより、支払機会の拡大につながるのと同時に、委託費の削減が図られる。</p> <p>4 平成24年度当初予算額 5,543万3千円</p> <p>5 見直し効果額 平成25年度 △1,543万円（委託料の減と郵送料の増の差額）</p>